

インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例(案)の概要

基本的考え方

- SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となっている
- そうした中、国も法律を改正し、情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）を制定（R7.4.1施行）
→大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の措置が義務付け
- 県としても、取り組むべき施策や関係者の責務を明確化するため、新たに条例を制定
＜県として取り組むべき施策＞
 - ① 啓発等の実施 →誹謗中傷等を行わないことを県民の責務として明記
 - ② 相談体制の整備 →情プラ法に基づく権利救済が図れるよう、被害者の方に寄り添った支援を実施
 - ③ 不当な差別への対応 →主に集団に向けられる不当な差別は、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされずに放置され、差別を助長・誘発するおそれが強いことから、県が削除要請・発信者への行政指導を実施

条例の構成

○前文

社会全体でインターネット上の人権侵害防止の取組及び被害者支援を推進

○責務（第2条～第5条）

県：人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の実施
県民：誹謗中傷等を行わない等
事業者：人権侵害行為防止・被害者支援の必要性の理解等
市町：地域の実情に応じた施策の実施等

○啓発・教育等の実施（第6条）

人権尊重の理念に対する理解を深め、リテラシー向上に取り組む等、人権侵害の防止に向けた啓発、教育その他の施策を実施

○相談等の支援（第7条）

被害者の心理的負担の軽減等のため、相談支援体制を整備。削除要請の方法の助言、専門窓口の紹介等

○不当な差別への対応（第8条～第12条）

不当な差別情報のモニタリング、削除要請、発信者への行政指導
表現の自由に配慮し、予め基準を策定・公表するとともに、実施状況を毎年度公表

○行財政上の措置等（第13条）

施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずる